

第 5 回 会 議 資 料

平成 1 6 年 1 2 月 1 4 日 (火) 午 後 1 時 3 0 分 ~

釧路パシフィックホテル 2 階 白鳳の間

釧路地域 4 市町合併協議会

第5回釧路地域4市町合併協議会会議次第

日時：平成16年12月14日（火）午後1時30分～

会場：釧路パシフィックホテル 2階 白鳳の間

- 1 開 会
- 2 報告事項・・ 3ページ
報告第1号 小委員会の開催状況について
報告第2号 調整方針修正案について
報告第3号 広報広聴活動について
- 3 協議事項・・ 6ページ
協議第1号 議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて
協議第2号 （仮称）地域協議会の取扱いについて
協議第3号 新市建設計画について
協議第4号 特別職の身分等の取扱いについて
協議第5号 組織機構の取扱いについて
協議第6号 附属機関等の取扱いについて
協議第7号 字名・町名の取扱いについて
- 4 その他・・ 23ページ
（1）今後のスケジュールについて
- 5 閉 会

資 料 一 覧

- ・資料1 小委員会の開催状況について

- ・資料2 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表【別添】
 - 2 - 1 行財政小委員会
 - 2 - 2 住民生活小委員会
 - 2 - 3 健康福祉小委員会
 - 2 - 4 産業経済小委員会
 - 2 - 5 都市環境小委員会
 - 2 - 6 教育文化小委員会

- ・資料3 調整方針修正案について【別添】

- ・資料4 合併協定項目関係資料

- ・資料5 新市建設計画案【別添】
 - 5 - 1 新市建設計画案
 - 5 - 2 財政計画案（参考資料）
 - 5 - 3 附属資料案
 - 5 - 4 新市建設計画案新旧対照表

- ・参考資料 合併協定書案（当日配布）

報告第 1 号

小委員会の開催状況について

【 1 】 広報広聴小委員会

第 4 回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成 16 年 11 月 17 日（水）午後 1 時 30 分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2 階 視聴覚室

2. 協議事項

(1) 協議会だより第 4 号の発行について

- ・ 12 月 1 日発行の協議会だより第 4 号の内容について承認した。

第 5 回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成 16 年 12 月 4 日（土）午前 9 時～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 6 階 大会議室

2. 協議事項

(1) 住民説明会について

- ・ 住民説明会の開催内容等について協議し、下記のとおり承認することとした。

目 的	合併に対する住民の理解を深めるため、「広報版」等を活用し、合併協議の内容について説明する
主 催	釧路地域 4 市町合併協議会・4 市町
時 期	平成 17 年 1 月下旬～2 月上旬 開催日等については各市町と別途調整する
開催内容	・開催市町長挨拶 ・「広報版」の説明 ・質疑応答
役割分担	・司 会・・・事務局又は広報広聴小委員会委員 ・「広報版」の説明・・・事務局又は市町担当者 ・質疑応答・・・事務局、委員、4 市町で分担
その他	委員報酬については、協議会出席の例により、1 回分のみ支給する

(2) 「広報版」について

- ・ 「広報版」の作成について協議し、下記のとおり承認することとした。

目 的	合併に対する住民の理解を深めるため、合併協定項目などの内容を紹介する「広報版」を作成し、全戸配布するとともに、住民説明会などで活用する
規 格	A4 版、カラー刷、30～40 頁（予定）
掲載内容	・合併協定項目（合併の時期、新市の名称、各種住民サ

	ービスや行政制度の調整方針等) ・新市建設計画(財政計画を含む) ・4市町タウンデータ(人口、面積等)
完成時期	1月中旬
発行部数	90,000部
その他	全戸配布 住民説明会で活用

(3) 協議会だより第5号の発行について

- ・「協議会だより第5号」について協議し、12月下旬に発行することとした。

【2】新市建設構想小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年12月4日(土)午前10時~
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 6階 大会議室

2. 協議事項

(1) 新市建設計画(案)について

- ・新市建設計画(案)について協議を行い、承認することとした。

【3】行財政小委員会

第6回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年11月18日(木)午後1時30分~
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

2. 協議事項

(1) 地域審議会等・議会議員の取扱いについて

- ・地域審議会等の取扱いについては、地方自治法第138条の4第3項の規定による(仮称)地域協議会を旧市町ごとに設置することを承認することとしたが、議会議員の取扱いについては結論に至らず継続協議とすることとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・行財政小委員会所管に係る合併協定項目案4項目が提案され、承認することとした。

(3) 財政計画(案)について

- ・財政計画(案)について協議を行い、継続協議とすることとした。

第7回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年11月29日(月)午後1時30分～
- ・場所 釧路全日空ホテル 3階 万葉

2. 協議事項

(1) 議会議員の取扱いについて

- ・ 議会議員の取扱いについて協議を行い、在任特例の適用、議員の報酬、議会活動費等については承認することとしたが、選挙区の取扱いについては結論に至らず継続協議とすることとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 行財政小委員会所管に係る合併協定項目案1項目が提案され、継続協議とすることとした。

(3) 財政計画(案)について

- ・ 財政計画(案)について協議を行い、承認することとした。

第8回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年12月4日(土)午後1時～
- ・場所 釧路全日空ホテル 3階 万葉

2. 協議事項

(1) 議会議員の取扱いについて

- ・ 議会議員の取扱いについて協議を行い、選挙区の取扱いについて承認することとした。

(2) 合併協定項目の検討について

- ・ 前回小委員会で継続協議となった1項目について協議を行い、承認することとした。

報告第2号

調整方針修正案について

資料2(調整方針修正及び協定書整理状況一覧表)及び資料3(調整方針修正案)参照

報告第3号

広報広聴活動について

報告第1号(小委員会の開催状況)参照

協議第 1 号

議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 12 月 14 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	06	議会の議員の定数及び任期等の取扱い
<p>4 市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 19 年 4 月 30 日まで（合併後 1 年 6 カ月余）引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>その後の一般選挙における議員定数は法定上限数（38 人）とし、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時までに調整する。</p> <p>なお、2 回目以降の一般選挙における選挙区は、新市で協議する。</p> <p>また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額 49 万円、3 町選出議員は月額 25 万円とする。</p>		

【参 考】 06 議会の議員の定数及び任期等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 議員定数・任期・ 常任委員会	04 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	<p>以下、ア～イのとおり在任特例を採用する</p> <p><u>ア 市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 19 年 4 月 30 日まで（合併後 1 年 6 ヶ月余）引き続き新市の議会議員として在任</u></p> <p><u>イ その後の一般選挙における議員定数は法定上限数（38 人）とし、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時までに調整</u></p> <p><u>なお、2 回目以降の一般選挙における</u></p>

			<p>選挙区は、新市で協議</p> <p>常任委員会の設置は、議員による調整機関で合併時まで調整</p>
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	<p><u>(1) 議員の報酬及び費用弁償</u></p>	<p>04 - 01 - 03 - 01 【先行調整項目】</p>	<p>報酬は釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする</p> <p>費用弁償は1回につき5千円とし釧路市の制度に統合するとともに、新市の旅費規程に準じて交通費を支給</p>
	<p><u>(2) 議会活動への交付金</u></p>	<p>04 - 01 - 03 - 03</p>	<p>政務調査費は月額60千円とする</p> <p>国際交流促進議員連盟の活動は在任特例期間中は凍結</p>

協議第 2 号

(仮称)地域協議会の取扱い(「地域審議会」から項目名
を変更)について

(仮称)地域協議会の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年12月14日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	10	(仮称)地域協議会の取扱い
<p>新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。</p> <p>なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。</p> <p>(名称等)</p> <p>釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)白糠地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。</p> <p>(設置目的)</p> <p>新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none">・合併に対する住民の不安の解消・住民意思の反映・市民協働の体制づくり <p>(設置区域)</p> <p>設置区域は旧市町単位とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>(1)協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。</p> <ul style="list-style-type: none">・新市建設計画に基づく施策の実施に関する事・総合計画に関する事・当該区域固有の事務事業に関する事・市民協働の推進に関する事 <p>(2)協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(委員定数等)</p> <p>各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。</p>		

委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。
任期は2年とする。

(報酬)

日額報酬とする。

(組織等)

それぞれの協議会に会長、副会長を置く。

会議の議長、議長の職務代理などは通例による。

委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。

(設置期間)

新市の市長就任後速やかに設置する。

終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。

協議第 3 号

新市建設計画について

新市建設計画について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 12 月 14 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	11	新市建設計画
別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。		

【参 考】 11 新市建設計画の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 総合計画	02 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	<p>以下、ア～カにより策定する</p> <p>ア 策定には合併後直ちに着手し、遅くとも平成 19 年度までに完了する</p> <p>イ 計画期間は遅くとも平成 20 年度からとする</p> <p>ウ 策定にあたっては新市建設計画を基本とする</p> <p>エ 現総合計画は新総合計画が策定されるまで地域振興計画と位置付ける</p> <p>オ 計画には地域別振興計画を盛り込む</p> <p>カ 阿寒町は平成 16 年度に現総合計画が終了するため、阿寒町としての次期総合計画を策定する</p>
	(2) 振興整備計画	02 - 03 - 02 - 01	地域経済活性化計画、釧路地方拠点都市地域基本計画、過疎地域自立促進計画及び辺地総合整備計画を引き継

			く 土地利用計画は新市における総合 計画策定に合わせて検討
--	--	--	-------------------------------------

協議第 4 号

特別職の身分等の取扱いについて

特別職の身分等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 12 月 14 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	12	特別職の身分等の取扱い
<p>市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。</p> <p>また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。</p>		

【参 考】 12 特別職の身分等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>三役(市長、助役、収入役)の任期</u>	03 - 01 - 01 - 01	選挙で市長を、最初の議会で助役、収入役を選任
	(2) <u>三役の給料・諸手当</u>	03 - 01 - 02 - 01 【先行調整項目】	手当の種類は期末手当と寒冷地手当とし、期末手当の支給率は他市の状況や一般職との均衡を考慮
	(3) <u>三役の退職手当</u>	03 - 01 - 02 - 02	
	(4) <u>その他の常勤特別職(教育長、公営企業管理者、常勤監査委員)の任期</u>	03 - 02 - 01 - 01	定数は教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員各 1 名とし、最初の議会で選任 教育委員は最初の議会で選任されるまでの間、合併市町の委員を臨時に選任
	(5) <u>その他の常勤特別職の給料・諸手当</u>	03 - 02 - 02 - 01	手当の種類は期末手当と寒冷地手当とする

(6) <u>その他の常勤特別職の退職手当</u>	03 - 02 - 02 - 02	
(7) <u>非常勤特別職報酬(日額)</u>	03 - 03 - 01 - 01	<p>主な日額報酬による非常勤特別職は以下、ア～エのとおり</p> <p>ア 選挙関係(投票管理者、選挙長、開票管理者、投票立会人、選挙立会人、開票立会人)</p> <p>イ 固定資産評価審査委員会委員</p> <p>ウ 統計調査員</p> <p>エ その他法令規則による委員(国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、附属機関の委員等)</p>
(8) <u>非常勤特別職報酬(月額)</u>	03 - 03 - 01 - 02	<p>月額報酬による非常勤特別職は以下、ア～ウのとおり</p> <p>ア 4市町共通(監査委員、教育委員会委員長及び委員、農業委員会会長及び委員)</p> <p>イ 釧路市(公平委員会委員長及び委員)</p> <p>ウ その他(選挙管理委員会委員長及び委員、顧問弁護士)</p>
(9) <u>非常勤特別職報酬(年額)</u>	03 - 03 - 01 - 03	
(10) <u>非常勤特別職費用弁償</u>	03 - 03 - 01 - 04	
(11) <u>市町長交際費</u>	03 - 04 - 02 - 02	
(12) <u>教育委員</u>	16 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	<p>月額報酬は他の非常勤特別職を含め改めて定める</p> <p>釧路市の制度に統合とした 【03-03-01-02】「非常勤特別職報酬額(月額)」に準じる</p>
(13) <u>教育委員会に係る非常勤特別職</u>	16 - 01 - 01 - 05	<p>釧路市の制度に統合し報酬を改めて定めるが、人的運営方式は統一した基準・方針を策定し調整</p>

協議第5号

組織機構の取扱いについて

組織機構の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年12月14日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	14	組織機構の取扱い
<p>職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める。 既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合する。 3町の本庁を（仮称）総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 行政管理部門（総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務（期日前投票・不在者投票）、本庁との連絡調整）イ 地域政策部門（地域振興、活性化対策）ウ 施設管理部門（道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等）エ 戸籍住民部門オ 保健福祉、保険年金（国保、介護、国民年金）部門カ 税務部門（申告、納税、税務証明）キ 産業部門（産業全般、家畜の防疫）ク 環境衛生部門（ごみ、し尿、火葬場、墓地）ケ 民生・福祉部門（生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育）コ 教育部門（入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等）サ 防災・災害対策部門（行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等） <p>なお、（仮称）総合行政センターの総括責任者（長）は、部長職以上とする。 また、常備消防は釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画の策定を行う。</p>		

【参 考】 14 組織機構の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) 釧路市東京事務所	03 - 08 - 01 - 01	
	(2) 釧路市の港湾庁舎管理	08 - 08 - 02 - 04	
	(3) 消防機関の設置及び本部・署の位置	13 - 01 - 01 - 01	施設は現行を引き継ぎ、本部は現釧路市消防本部の位置とする 署・支署及び分遣所は原則現名称を使用するが、町名等の変更が生じた場合は調整を図る 支署等の増設・再編は定員管理計画と合わせ配置計画を策定する
	(4) ごみ処理人員・車両台数(直営)	14 - 01 - 01 - 03	現行方式を引き継ぐが、新市における収集は委託化の方式で効率的な体制を検討

<p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p>	<p>(1) <u>支所・出張所</u></p>	<p>03 - 04 - 01 - 02</p>	<p><u>既存の支所・出張所は現行を引き継ぐが、支所の機能は釧路市の制度に統合</u></p> <p><u>3町の本庁を(仮称)総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う</u></p> <p><u>ア 行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)</u></p> <p><u>イ 地域政策部門(地域振興、活性化対策)</u></p> <p><u>ウ 施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)</u></p> <p><u>エ 戸籍住民部門</u></p> <p><u>オ 保健福祉、保険年金(国保、介護、国民年金)部門</u></p> <p><u>カ 税務部門(申告、納税、税務証明)</u></p> <p><u>キ 産業部門(産業全般、家畜の防疫)</u></p> <p><u>ク 環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)</u></p> <p><u>ケ 民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)</u></p> <p><u>コ 教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)</u></p> <p><u>サ 防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)</u></p> <p><u>(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)は、部長職以上とする</u></p>
	<p>(2) <u>職務上の地位別職員数</u></p>	<p>03 - 04 - 03 - 03</p>	<p><u>現行を引き継ぐが、組織・機構に応じた職員の適正化計画等を新市で策定し、効率的勤務体制を確立</u></p>
	<p>(3) <u>職種別職員数</u></p>	<p>03 - 04 - 03 - 04</p>	<p><u>(同上)</u></p>
	<p>(4) <u>部門別職員数</u></p>	<p>03 - 04 - 03 - 05</p>	<p>合併時まで決定</p>

(5) 年齢構成別職員数	03 - 04 - 03 - 06	職員定数の適正化計画等を新市で策定し、均衡のとれた配置に努める
(6) 事務専決、代決関係	03 - 04 - 08 - 06	(仮称)総合行政センターの事務機能を高める方策を講じる
(7) 下水道事業の職員配置	10 - 01 - 02 - 01	職員定数及び組織は合併時に新市に引き継ぎ、効率的執行体制確立に努める 企業職員としての身分上の整理は、地方公営企業として公営企業管理者の指揮監督下で一元的事業運営を行うため、管理者の補助組織(企業職員)を確立
(8) 水道事業の職員配置	12 - 01 - 02 - 01	現行を引き継ぐが、簡易水道事業等も含め効率的執行体制の確立に努める 職員の身分は公営企業管理者の補助組織(企業職員)とする 工業用水道(企業会計)と営農用水道(一般・特別会計)の所管を新市で調整する
(9) 上下水道部庁舎管理	12 - 01 - 03 - 12	効率的事業運営のため本庁舎・支所等の配置を調整
(10) 常備消防の組織、人員	13 - 01 - 01 - 02 【先行調整項目】	<u>釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合(脱退に伴う関連事項等については、釧路西部消防組合が合併検討期間内に調整を図る)</u> <u>職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画を策定</u> 救急体制は将来的には救急隊の専任化が理想であり、各地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数・出動区域も含めた体制を合併時まで検討

	(11) 常備消防の車両	13 - 01 - 01 - 03	<p>車両耐用年数を考慮し、車両整備計画を策定</p> <p>ペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入を検討</p> <p>特殊車両は地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築</p>
	(12) 教育委員会の職員配置	16 - 01 - 01 - 02	<p>新市で再編するが、教育委員会所管施設の職員配置は現行を引き継ぐ</p>
	(13) 教育委員会庁舎管理	16 - 01 - 02 - 05	<p>施設は現行を引き継ぐが、本庁舎所在地での統合がふさわしい</p> <p>サービス低下を招かないよう地域に配慮した体制を検討するとともに、各施設の管理は現行を引き継ぐ</p>
	(14) 福祉事務所等の組織機構	17 - 01 - 01 - 01	<p>福祉事務所設置規定に基づき再編</p>
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 行政改革大綱	02 - 02 - 01 - 01	<p>新市において釧路市の大綱を基本に策定</p>
	(2) 行政組織機構	03 - 04 - 01 - 01	<p>釧路市の組織に(仮称)総合行政センターを加える</p>
	(3) 事務分掌	03 - 04 - 01 - 03	<p>釧路市の事務分掌に(仮称)総合行政センター、3町の支所・出張所を加える</p>
	(4) 行政改革の推進	03 - 04 - 03 - 01	<p>新市における基本方針を策定し、推進体制等は釧路市の制度に統合</p>
	(5) 執行機関の決定会議	03 - 04 - 07 - 01	
	(6) 災害対策本部	13 - 04 - 03 - 01	<p>(仮称)総合行政センターに本部に準じる機能を有する組織を置く</p>

協議第 6 号

附属機関等の取扱いについて

附属機関等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 12 月 14 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	16	附属機関等の取扱い
各市町及び釧路市の現行に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図るが、委員の構成については地域バランスに配慮する。		

【参 考】 16 附属機関等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>住居表示審議会</u>	09 - 01 - 08 - 03	<u>委員構成は地域バランスに配慮</u>
	(2) <u>都市計画審議会</u>	09 - 01 - 09 - 01	
	(3) <u>水道審議会</u>	12 - 01 - 03 - 11	下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、4市町の <u>地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的情報公開の推進に努める</u>
	(4) <u>廃棄物対策に関する附属機関</u>	14 - 01 - 03 - 07	<u>委員構成は地域バランスに配慮</u>
	(5) <u>青少年問題協議会</u>	16 - 05 - 06 - 06 【先行調整項目】	(同上)

	<u>(6) 介護保険事業計画策定委員会</u>	17 - 04 - 08 - 10	次期計画策定に向け、新市で速やかに再編
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	<u>(1) 特別職報酬等審議会</u>	03 - 03 - 01 - 05	
	<u>(2) 執行機関の附属機関</u>	03 - 04 - 10 - 01	釧路市に定めがない附属機関で設置が必要と認められるものは、あらかじめ整理
	<u>(3) 建築審査会</u>	08 - 03 - 03 - 15	
	<u>(4) 市町営住宅の入居者選考委員会</u>	08 - 04 - 01 - 04	選考基準も釧路市の制度をベースに統合 委員構成は4市町の地域バランスに配慮
	<u>(5) 色彩委員会</u>	08 - 05 - 01 - 03	
	<u>(6) 下水道審議会</u>	10 - 01 - 03 - 08	下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、4市町の地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的情報公開の推進に努める
	<u>(7) 環境に関する附属機関</u>	15 - 03 - 01 - 01	委員構成は地域バランスに配慮
	<u>(8) 文化財保護審議会</u>	16 - 06 - 02 - 02	(同上)
	<u>(9) 国民健康保険運営協議会</u>	18 - 01 - 08 - 01	

協議第7号

字名・町名の取扱いについて

字名・町名の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年12月14日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	21	字名・町名の取扱い
<p>釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を、白糠町は「釧路市」の後に「白糠」を残すことを原則とする。ただし、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合は、各自治体において別途調整するものとする。</p> <p>なお、「字」の表示は廃止する。</p>		

【参 考】 21 字名・町名の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 字名・町名	09-01-08-01 【先行調整項目】	<p>1 新市の「字の名称」・「町の区域の名称」の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「字」の表示を廃止する。 < 事例 > 音別町字直別 釧路市音別町直別</p> <p>(2) 釧路市は、現行どおりとする。</p> <p>(3) <u>阿寒町・白糠町及び音別町は、次の方法により、旧町名を町の区域の名称の一部として残すことを原則とする。ただし、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合は、各自治体において別途調整するものとする。</u></p> <p><u>阿寒町・音別町においては、「町」の</u></p>

		<p><u>表示を行うものとする。</u></p> <p>< 事例 > 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目 釧路市音別町朝日1丁目</p> <p><u>白糖町においては、「町」の表示を行 わないものとする。</u></p> <p>< 事例 > 釧路市白糖西1条南1丁目 釧路市西庶路西1条北1丁目</p>
--	--	---

その他（１）

今後のスケジュールについて

1月中旬	・ 合併協定調印式
1月下旬 ～ 2月上旬	・ 住民説明会
2月	・ 各市町議会の合併に係る議決
3月	・ 北海道知事へ合併申請書の提出 ・ 第6回協議会の開催（決算等について）